

社会医療法人 協和会 淀川介護老人保健施設ハートフル 運営規程

(通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン) (指定介護予防通所リハビリテーション)

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会医療法人協和会が設置する社会医療法人協和会淀川介護老人保健施設ハートフル(以下「事業所」という。)において実施する指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条

当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 当事業所の名称所在地等は次の通りとする。

事業所名 社会医療法人協和会 淀川介護老人保健施設ハートフル(デイケア)

所在地 大阪府大阪市淀川区十三東5丁目3番29号

電話番号 06-6302-8686 FAX 番号06-6302-8711

(5) 管理者名 加納 和(医師)

(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2759180017号)

(職員の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は次のとおりとする。必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者 1名

(2) 医師 1名以上

- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
 - (3) 看護職員
 - (4) 介護職員
 - (5) 栄養士又は管理栄養士
- } 5名以上
- ただし、業務の状況により増員することができる。

(職員の職務の内容)

第6条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業員の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(土曜日・日曜日を除く)
ただし、年末年始(12/31～1/3)は休業日とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(利用定員)

第8条 本事業所の利用定員は、1単位50名とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防通所リハビリテーションの事業を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(事業の内容)

第9条

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用料及びその他費用)

第10条 法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当事業所に支払われる保険給付の額を控除して得られた額の支払を受ける。

2. 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と前項の額との間に不合理な差額が生じないようにする。
3. 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受ける。
 - (1) 食事の提供に要する費用 昼食代(おやつを含む) 1日 600円
 - (2) 日用生活品費(ティッシュペーパー、おしぼり、シャンプー等使用した場合) / 1日 100円

(3)教養娯楽費(レクリエーション、クラブ活動用品等)／1日 100円

(4)おむつ代／1枚 50～180円

4. 前3項に掲げる費用は非課税とする。

5. 前3項の利用料の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

6. 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

7. 利用料並びにその他の利用料の額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

8. 第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、大阪市淀川区、東淀川区(東中島1丁目、東中島2丁目、東中島3丁目)、西淀川区(歌島1丁目、歌島4丁目、花川1丁目、花川2丁目、柏里1丁目)の区域とする。

(身体の拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2)虐待防止のための指針を整備する。
- (3)虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第15条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第8条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(職員の勤務条件)

第16条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人協和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理等)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる

とともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2. 本事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし定期的に委員会、研修、及び訓練を実施する。また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第19条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 団体生活の秩序を守ること。

(2) 他人の迷惑になる行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。

(4) 故意に器物や設備を破損し、又は許可なく所定の場所以外に移動させないこと。

(5) 許可なく飲食物を外部から持ち込み、飲食しないこと。

(通所リハビリテーション)続き①

(6) その他職員の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第20条 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3. 利用者に対する指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第21条

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上

(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第22条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条

当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(通所リハビリテーション) 続き②

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 24 条 本事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービスの提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(その他、運営に関する重要事項)

第 25 条

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人協和会理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月10日から施行する。

この規定は、平成29年3月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、令和1年7月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和1年12月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。